15　設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

16　設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備を除く。

17　設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。

18　設備規則第五十四条の二の二に規定するラジオゾンデに限る。

19　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

20　占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。

21　携帯用位置指示無線標識のうち、G一B電波を使用するものに限る。

22　携帯用位置指示無線標識のうち、A三X電波を使用するものに限る。

様式第七号注4の表中「

第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS

」を「

第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS
第2条第1項第68号に掲げる無線設備	TI

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。